

木城町告示第28号

令和6年第5回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年7月10日

木城町長 半渡 英俊

- 1 期 日 令和6年7月16日（火）午前9時
 - 2 場 所 木城町議会議場
-

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君	荒川 浩君
久保富士子君	桑原 勝広君
眞鍋 博君	中武 良雄君
後藤 和実君	中竹 義一君
甲斐 政治君	

○応招しなかった議員

令和6年 第5回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和6年7月16日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年7月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第51号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第3号)
日程第4 委員会付託の省略
日程第5 議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第51号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第3号)
日程第4 委員会付託の省略
日程第5 議案に対する質疑
-

出席議員(9名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 矢野 哲也君 | 2番 荒川 浩君 |
| 3番 久保富士子君 | 5番 桑原 勝広君 |
| 6番 眞鍋 博君 | 7番 中武 良雄君 |
| 9番 後藤 和実君 | 10番 中竹 義一君 |
| 11番 甲斐 政治君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壱岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	黒木 宏樹君	産業振興課長	藤井 学君

午前9時00分開会

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。スマートフォンや携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和6年第5回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議においては、毎日新聞記者から、本会議の写真撮影と録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第9条の規定により許可したことを報告いたします。

令和6年第5回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、本日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、桑原勝広君、6番、眞鍋博君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日7月16日の1日間にいたしたいと思っております。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日7月16日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第51号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第51号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和6年第5回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には厳しい猛暑の中にご出席を賜り、ご審議賜りますことを厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第51号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号。議案第51号は、令和6年度木城町一般会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、所得税・個人住民税を定額減税し切れないと見込まれる方への給付金事業等の対象者確定に伴います事業費の追加であります。並びに、令和6年6月28日付宮崎地方裁判所令和6年（ワ）第217号損害賠償請求事件の訴訟手続に伴う弁護士費業務等委託を実施するため、歳出を組み替え、民生費増額1,157万6,000円、総務費増額140万円、予備費減額1,297万6,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第4. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第4、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第5. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第51号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第51号令和6年度木城町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第51号に対する質疑はありませんか。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 今回の総務費、この総務管理費140万円の委託についてお尋ねをいたします。

それと、社会福祉総務費の臨時特別給付金についてお尋ねいたします。

まず、この140万の委託料について、今回の木城町議会に関連する事案は、地方紙ならず朝日新聞や読売新聞、毎日新聞などの中央紙でも大きく取り上げられ、国民的関心事となっておりますが、もし仮に今回の事案が議会運営のミスで発生したものであれば、それを町民の税金で賄うのはおかしいと。弁護士費用についても、議員同士で負担させるべきではないかとの声も出てきていますが、町長のお考えをお伺いします。

そして、議会は地方自治体の議決機関として置かれていること及び審決に関する費用は、町の専属項目となっていることは十分理解しております。

その上で質問ですが、町民感情としては、議会運営のミスであれば、議長をはじめ関係する議員も何らかの責任を負うべきとの、多くの町民の声が寄せられております。そこで、これらの町民に対して、町民の声に対して、町長は行政の長としてどのようにお考えでしょうか。また、裁判費用であれば、裁判費用ということですが、私への懲罰動議がきっかけです。朝日新聞によると、町長は事前に議員5人に対して説明責任を求められております。また安易な行動は慎んでほしいと思われていたのか、当時の状況を思い出してお答えいただきたいと思います。

それと、臨時特別給付金、これについて低所得者支援及び定額減税補足給付金は、何世帯で何人の人が該当するのか、先ほど確定したと言われましたけど、6月議会において5,027万円でしたか、出ております。今回を含めて全体でどれぐらいの世帯の人が給付を受けることになったのか、この存在がどれぐらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず最初に、140万円の弁護士費用関係についてお答えしたいと思います。

なぜ町費で出すのか等々含めてのお尋ねであったかと思いますが、まずはしっかりとここは理解をしていただきたいんですが、前回の質問のときも、質疑の中でもお答えしましたが、今回ははっきりと条文でお示しをしたいと思います。結果としてなぜ出すのか、国家賠償法第1条第1項に基づくものであります。前回はこのことを言わなくて、言葉で申し上げたところでありま

すが、理解が得られなかったんだろうなと思っています。

もう一回言います。町議会及び町議会議長がその権限を逸脱して、原告に対し行った懲罰処分を違法としているものであります。町議会議員は、公務員の特別職非常勤職員という身分を有しておりますので、その行為は、国家賠償法第1条に規定する公務員の行為に当たることから、今回、公共団体である町がこれを賠償する責にあるという第1条第1項に基づきまして、予算措置をしたということであります。ですから、個人が個人に対して行った場合は、それぞれ個人が金を出してやればいいという、そこはしっかりと制度上そういうふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あくまでも、一議員がいわゆる合議体である木城町議会あるいは議長を指して訴えを起こしたものについては、最終的には町である木城町長がその責を負うということでありますので、予算措置をしたということであります。

それから2点目でしたが、政務調査に行かれる場合は説明責任を云々ということがありました。もとよりこの前から問題になっていますこの各問題等については、すべからくどんな問題もそうありますが、全国の事例を見てもそうであるように、いわゆるその市町村を二分するようなことになっています。賛成派がおり反対派がおるという形で、まさしくこの問題だけは二分をしていますので、そういった意味では政務調査で行かれたわけでありますので、政務調査で行かれたとしても、行く理由等々含めて申入れではなくて、しかと説明責任を果たすべきものでありますよというのは言っておったということでありますので、申入れをしたとか、そういうのはありません。あくまでも議会がなされる政務調査等については、町長である私があれこれと言うものではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、あと若干含めて言われましたが、いわゆるこの問題につきましても、事細かについては今木城町議会に対しても、それから最高責任者である私に対しても、今訴状が届いている状況でありますので、今後議会については審決、それから私のほうでは裁判所での案件で今からになっていきますので、そういった部分では答弁を控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（西田 誠司君） 質問がありました臨時特別給付金についてですけれども、補正予算書の8ページ、9ページになります。こちらの補助費で、今回補正額1,154万6,000円を計上しております。

この特別給付金につきましては、2本立てで実施しており、低所得者支援と併せまして、定額減税で引ききれなかった方への給付2本立てとなっております。このうち低額所得者支援につきましては、累計で新たに低所得者に認定された方になりますが、114名になります。それと併

せてこども加算もつきますので、こども加算分が17名分増加したためです。

それから定額減税補足給付金につきましては、今回システムの導入により再確認、確定した数値としまして1,097件、関係者にしまして2,075名ということで、6月補正時点よりも増加したことにより、今回の補正となっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 審決150万、今回の裁判費用ということで弁護士費用ですけど140万、合計で290万というお金が私たちの大切な税金から払われると、先ほど町長が言われましたが、国家賠償法、私もこれは知っております。知っている上でお尋ねをしたんですけど、今後8名の議員に対して行政側から、行政のほうから弁護士費用を返還請求するというようなお考えはないでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 最後に議員は云々と言われましたが、そういう求償は考えておりません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 先ほどの給付金ですけど、もし資料などがありましたら頂けませんか、これに対して。

○議長（甲斐 政治） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（西田 誠司君） すいません、資料というのはどういった資料の。個人情報的な部分もありますので、制度の内容でしかお示しすることができませんけども。

○議員（3番 久保富士子君） 制度の内容とか、それでもいいですけど資料をお願いします。

○議長（甲斐 政治） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（西田 誠司君） それでは、今回補正で計上しました基礎数値となります全体の数値の見込みということで、ペーパー1枚になりますけどもお渡ししたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第51号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 令和6年度木城町一般会計補正予算（第3号）に対し、反対の立場で討論をいたします。

この140万に対しては反対の討論をいたしますけど、この社会福祉総務費、これはもう賛成であります。

令和6年度木城町一般会計補正予算（第3号）に対し、反対の立場で討論をいたします。

本補正予算は、一般財源から総務費の中の総務管理費140万円を訴訟費用として歳出するものです。6月25日、私、久保は、降りかかった火の粉を払いのけるために、宮崎地方裁判所に訴訟を提起しました。

私たち議員は住民の安全と福祉の向上という目標のため、議場における自由な弁論活動を通じて、積極的に地方行政に介入すべき責任を負っています。本来、地方議会は議員たちの仲よしクラブではないはずです。住民の声を代弁する公的機関であり、本来真つ当な言論の府としての議会の使命を全うできていれば、このような裁判にはならなかったのではないのでしょうか。

しかし、今回の処分は多数派議員による懲罰権の乱用、過剰行使などであり、このことで名誉が損なわれたことに対し、精神的苦痛と私自身の名誉を回復するために裁判を行います。

この140万円は、これに対する私を除く8名の議員の裁判弁護士費用です。先日行われた臨時議会の150万円と合わせると、290万円が町民の税金で賄われることとなります。私たちの大切な税金です。

質疑でも述べましたが、議会は地方自治体の議決機関として置かれていること及び審決に関する費用は町の専属項目となっていることは先ほども申し上げましたが、国家賠償法、私これも十分理解しております。

この前の審決もですけど、弁護士を代理人として、弁護士が代理人として立っていただいたんですけど、これは処罰を受ける理由が私自身が理解できなかったということで、処罰を与えた側は十分理解して私に処分を科されたんでしょうから、懲罰動議を出した理由、出席停止をした理由、これを県のほうの審決は自分たちで書類を作成して、県のほうへ提出すれば済むことです。何を弁護士を、それも2人も雇って行うようなことでは、私はないと思います。行政にお金を出してもらおうことに対して、町民に申し開きができるのでしょうか。

私は審決の理由も自分でちゃんと書いて提出しておりますし、審決及び弁護士費用も自分で賄っています。私がもし反対の立場なら、行政に助けを求めるようなことはしません。

付け加えておこなら、私から弁護士を依頼はしておりません。あまりにも理不尽な行いなので、弁護士のほうから私のほうに支援を申し出ていただきました。議員の皆さんもなぜこのような問題が起こったのか、事の本質をしっかりと考えていただきたいと思います。

また、町民からは裁判などによる解決ではなく、議員同士の話し合いで対応すべきではないか、裁判費用についても議員同士で負担させるべきではないか、議員の身分に関わる処分を多数決によって決めるのは問題があるのではないかなどの、様々な意見が出されております。今、多くの

町民から議会に対して、不信感や疑念を持たれています。

今回の問題の事の発端は、当時の産業文教常任委員会の議員が、木城町議会として日本原子力研究開発機構が管理運営する青森県六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターや、北海道幌延深地層研究センターまで、NUMOから旅費を全額出してもらって視察研修へ行ったと、これが事の発端です。

町長に対する6月26日付朝日新聞の記事によると、議員5人がNUMOの金で視察に行くと事前に知って、これはやばいと思った、議会側にあえて火種をつくってでも、視察に行くのなら説明責任を果たしてくださいと何回も申し入れたと新聞記事では語っておられました。それを見ると、町長も事前に少なからず問題が起こることも念頭に置かれていたのでしょうか。また、NUMOを通じて視察研修に行くことに対して、町長からそのようなお話があったにもかかわらず行ってこられたのですから、それなりの目的や信念、覚悟を持って行かれたと、私は思います。

本来、税金は公共のサービスやインフラの維持、教育や医療などの社会福祉など、国や地方自治体が提供する様々なサービスの資金として使われるべきもので、基本的には社会全体の利益のため、町民のために使われるべきです。しかし、今回の弁護士費用が社会全体の利益になるとは到底思えませんし、町民のためになるとも思われません。

それらのことを踏まえて、今回の8名の議員の弁護士費用については、今後行政側から費用の返還を求めていただきたいというのが、町民からの意見です。町民に負担を与えることがないよう、私たち議員でしっかりとけじめをつけていくべきと、私は思います。

以上、このような理由で弁護士費用は議員間の問題であり、不要な支出と考えて、この議案に反対をいたします。

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。6番、眞鍋博君。

○議員（6番 眞鍋 博君） 議案第51号木城町一般会計補正予算（第3号）について、賛成討論をいたします。

委託料140万につきましては、本町に対し訴状が届いており、専門的知見を有する弁護士に依頼するのは当然であると考えます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和6年第5回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第5回木城町議会臨時会における議案につきましては、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

補正予算の1点目、木城町長に対する損害賠償請求事件の訴状につきましては、弁護士と相談しながら粛々と進めてまいります。

もう一度あえて申し上げたいと思います。当訴状の原因は、議会において行われた処分、行為等を起因としているものであります。そして、議員は特別職の非常勤職員という身分のため、その行為は国家賠償法第1条の公務員に当たることから、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、公共団体である町がこれを賠償する責にあるという国家賠償法第1条第1項に基づくものでありますので、理解をしっかりとさせていただきたいと思います。

それから補正の2点目ではありますが、国が行います経済対策として定額減税が実施されておりますが、定額減税の対象とならなかった住民税非課税世帯と、それから住民税均等割の課税世帯への給付金支給にご理解を賜り、可決をしていただきましたことをお礼申し上げたいと思います。

支援給付金につきましては、速やかな支給開始に向けて尽力してまいります。

議員各位におかれましては、猛烈な暑さが続いておりますので、体調管理には十分お気をつけていただきますようご祈念申し上げ、第5回臨時会のお礼といたします。

ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時25分閉会
